

賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）  
運用マニュアル（暫定版）

準用読替規定

令和7年2月

【令和8年2月改訂】

奈良県県土マネジメント部

奈良県県土マネジメント部においては「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成 26 年 1 月国土交通省大臣官房技術調査課）を次のとおりに読替えるものとする。

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 2	<p><u>はじめに</u></p> <p>本資料は、<u>工事請負契約書第 26 条第 6 項</u>のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する<u>工事請負契約書第 26 条第 6 項</u>の運用について」（以下「本通達」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。</p> <p>本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、<u>本省</u>と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。</p>	<p><u>はじめに</u></p> <p>本資料は、<u>建設工事請負契約書第 26 条第 6 項</u>のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する<u>建設工事請負契約書第 26 条第 6 項</u>の運用について」（以下「本通達」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。</p> <p>本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、<u>関係課</u>と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。</p>
P. 2	<p><u>1. 適用対象工事</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 契約書第 26 条第 6 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。</p> <p>(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。</p> </div> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>1. 適用対象工事</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 契約書第 26 条第 6 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。</p> <p>(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、<u>賃金水準の変更がなされた時<sup>※</sup></u>とする。</p> </div> <p><u>※賃金水準の変更がなされた時とは、技術管理課が国土交通省からの公共工事設計労務単価に係る文書を受理し、賃金水準の上昇または下降を確認しスライド適用の判断をした時点とする。なお、賃金水準が上昇した</u></p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 3	<p>(略)</p> <p><b>2. 請求日及び基準日等について</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。</p> <p>(2) 基準日：請求日とすることを基本とする。</p> <p>また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。</p> <p>(3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。</p> </div> <p>・請求日について</p> <p>請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。</p> <p><u>また、本通達発出後、賃金水準が変更された日以降に請求可能となる</u></p>	<p><u>際は発注者より受注者に周知し、受注者が書面にてスライド協議の請求を行い、賃金水準が下降した際は発注者が書面にてスライド協議の請求を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2. 請求日及び基準日等について</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。</p> <p>(2) 基準日：請求日とすることを基本とする。</p> <p>また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。</p> <p>(3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。</p> </div> <p>・請求日について</p> <p>請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。</p> <p>遡りは認めないこととする。</p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 4	<p><del>ため、実質的には「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」が適用される平成26年2月1日（土）以降の2月3日（月）から請求が可能となる。遡りは認めないこととする。</del></p> <p>(略)</p> <p><b>3. スライド協議の請求</b></p> <p>(略)</p> <p>・実施フローについて</p> <p>別紙「工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。</p> <p><b>4. 請負代金額の変更</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。</p> <p>(2) 増額スライド額については、次式により行う。</p> <math display="block">S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]</math> <p>この式において、<math>S_{\text{増}}</math>、<math>P_1</math>及び<math>P_2</math>は、それぞれ次の額を表すものとする。</p> </div>	<p>(略)</p> <p><b>3. スライド協議の請求</b></p> <p>(略)</p> <p>・実施フローについて</p> <p>別紙「<b>建設</b>工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。</p> <p><b>4. 請負代金額の変更</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。</p> <p>(2) 増額スライド額については、次式により行う。</p> <math display="block">S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]</math> <p>この式において、<math>S_{\text{増}}</math>、<math>P_1</math>及び<math>P_2</math>は、それぞれ次の額を表すものとする。</p> </div>

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	<p>S<sub>増</sub>：増額スライド額</p> <p>P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額</p> <p>P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額</p> <p>(<math>P = \Sigma (\alpha \times Z)</math>、<math>\alpha</math>：<u>単価合意比率又は請負比率</u>、Z：<u>官積算額</u>)</p> <p>(3) 減額スライド額については、次式により行う。</p> <p><math>S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]</math></p> <p>この式において、S<sub>減</sub>、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。</p> <p>S<sub>減</sub>：減額スライド額</p> <p>P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額</p> <p>P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額</p> <p>(<math>P = \Sigma (\alpha \times Z)</math>、<math>\alpha</math>：<u>単価合意比率又は請負比率</u>、Z：<u>官積算額</u>)</p> <p>(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。</p>	<p>S<sub>増</sub>：増額スライド額</p> <p>P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額</p> <p>P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額</p> <p>(<math>P = \Sigma (\alpha \times Z)</math>、<math>\alpha</math>：<u>請負比率（当初請負代金額／当初設計額）</u>、Z：<u>発注者積算額</u>)</p> <p>(3) 減額スライド額については、次式により行う。</p> <p><math>S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]</math></p> <p>この式において、S<sub>減</sub>、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。</p> <p>S<sub>減</sub>：減額スライド額</p> <p>P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額</p> <p>P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額</p> <p>(<math>P = \Sigma (\alpha \times Z)</math>、<math>\alpha</math>：<u>請負比率（当初請負代金額／当初設計額）</u>、Z：<u>発注者積算額</u>)</p> <p>(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。</p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	<p>・受注者の負担割合</p> <p>受注者の負担割合については、契約書第 30 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。</p> <p><del>・給価契約単価合意方式適用工事の場合について</del></p> <p><del><math>P_1</math>は、直近の合意単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。</del></p> <p><del><math>P_2</math>は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。</del></p> <p>・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について</p> <p>再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。</p> <p>・複数回スライドを行う場合について</p> <p>スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。</p>	<p>・受注者の負担割合</p> <p>受注者の負担割合については、契約書第 30 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。</p> <p>・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について</p> <p>再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。</p> <p>・複数回スライドを行う場合について</p> <p>スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。</p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 5	<p><b>5. 出来高数量の確認</b></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形数量等の確認方法について           <p>基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル記5. に基づき実施することを基本とする。</p> <p><del>なお、国土交通省公共土木工事の執行にあたっては、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、</del>受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工事出来高内訳書」による出来高の確認               <p>「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表に対応した出来高数量を確認する。</p> </li> <li>「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認               <p>次式により数量総括表に対応した出来高を算出する。(ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)</p> <math display="block">\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工</math> </li> </ul> </li> </ul>	<p><b>5. 出来高数量の確認</b></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形数量等の確認方法について           <p>基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル記5. に基づき実施することを基本とする。</p> <p>受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工事出来高内訳書」による出来高の確認               <p>「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表に対応した出来高数量を確認する。</p> </li> <li>「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認               <p>次式により数量総括表に対応した出来高を算出する。(ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)</p> <math display="block">\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工</math> </li> </ul> </li> </ul>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 6	<p style="text-align: center;">程工期)</p> <p>本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。</p> <p>(略)</p> <p><b><u>7. 変更契約の時期</u></b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。</p> </div> <p><b>・精算変更時で行う場合</b></p> <p>スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。</p> <p><del>また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。</del></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">程工期)</p> <p>本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。</p> <p>(略)</p> <p><b><u>7. 変更契約の時期</u></b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。</p> </div> <p><b>・精算変更時で行う場合</b></p> <p>スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。</p> <p><b>・複数年度契約の場合</b></p> <p><u>工期が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとするが、受注者又は発注者からの請求による協議で決定した各スライド基準日における出来</u></p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P.7	<p><u>9. その他留意事項等</u></p> <p><del>・ 総価契約単価合意方式適用工事に関する留意点</del></p> <p><del>総価契約単価合意方式適用工事については、スライド協議が成立し、変更契約締結後、契約書第3条第6項の規定に基づき単価合意を実施すること。その場合、一度同意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。ただし、以後、請負代金額の変更が伴う契約変更がないことが明らかな場合は、単価協議は不要である。</del></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>形数量を都度確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。</u></p> <p><u>9. その他留意事項等</u></p> <p><u>・ 建設工事請負契約書第25条に基づく変更協議及び変更契約を同時に行う際の留意点</u></p> <p><u>設計変更に伴う建設工事請負契約書第25条に基づく変更協議及び変更契約をスライド変更と同時に行う場合に当たっては、受発注者双方の事務負担軽減の観点から変更協議書及び変更契約書については、集約して取り交わすものとする。</u></p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 8	<p><b>【参考】契約書第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）</b></p> <p>全体 スライド</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</li> <li>発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</li> <li>変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、<u>物価指数等【<u>          </u>部は、総価契約単価合意方式適用工事においては、「単価合意書の記載事項及び物価指数等」と記載。】</u>に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知</li> </ol>	<p><b>【参考】契約書第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）</b></p> <p>全体 スライド</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</li> <li>発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</li> <li>変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、<u>物価指数等</u>に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から <u>14</u> 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</li> </ol>

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	<p>する。</p> <p><u>[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。</u></p> <p>4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発</p>	<p>4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から <u>14</u>日以内に協議が整わない場合にあっては、発</p>

記載箇所	インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	<p>注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。</u></p> <p>8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

なお、別紙及び様式の読替については、次のとおりとする。

インプレスライド条項運用マニュアル（国土交通省）記載内容				奈良県県土マネジメント部における読替え内容			
別紙 1				別紙			
工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー				建設工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー			
期限等	手続き項目	様式	備考	期限等	手続き項目	様式	備考
	請求日	別紙 様式1-1 様式1-2	・発注者又は受注者から請求		請求日	様式1-1 様式1-2	・発注者又は受注者から請求
7日以内	スライド額協議開始日の通知	別紙 様式2	・発注者から受注者に通知	7日以内 (※1)	スライド額協議開始日の通知	様式2	・発注者から受注者に通知
14日以内	基準日			14日以内 (※2)	基準日		
	スライド額協議開始		・出来高確認 ・残工事量算定 ・スライド額(案)算定		スライド額協議開始	様式3 様式4	・受発注者で確認書取り交わし
14日以内	スライド額確定	別紙 様式3-1 様式3-2	・受発注者で協議取り交わし	14日以内 (※1)	スライド額確定	様式5	・受発注者で協議取り交わし
2ヶ月以上	スライド変更契約		・精算変更時点で行うことができる	2ヶ月以上 (※2)	スライド変更契約		
	工期末				工期末		

※) 契約書で規定

※) 本通達又は本マニュアルで規定

※1 契約書で規定

※2 本通達又は本マニュアルで規定

(別紙様式 1-1)

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長 殿

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名

**工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（請求）**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1. 請負代金額     ¥
  - 2. 工     期     平成〇〇年〇〇月   日から  
                  平成〇〇年〇〇月   日まで
  - 3. 希望基準日   平成〇〇年〇〇月〇〇日
  - 4. 施 工 県     〇〇県
  - 5. 変更請求概算額   ¥
  - 6. 概算残工事請負代金額   ¥
- 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

様式 1-1（インプレスライド）

[受注者からの請求]

令和   年   月   日

奈 良 県 知 事  
又は土木事務所長等 殿

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名

**建設工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく  
請負代金額の変更について（請求）**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で請負契約を締結した下記工事について、労務単価等の変動により、建設工事請負契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1. 工 事 番 号
  - 2. 工 事 名
  - 3. 工 事 場 所
  - 4. 請 負 代 金 額     ¥
  - 5. 工     期     自 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
                  至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
  - 6. 希 望 基 準 日     令和〇〇年〇〇月〇〇日
  - 7. 変更請求概算額     ¥
  - 8. 概算残工事請負代金額   ¥
- 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 9. 添 付 書 類     工事出来高内訳書

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。





(別紙様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

**工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名            〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド額協議開始日            平成〇〇年〇〇月〇〇日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

様式2（インフレスライド）

〇〇第 号  
令和 年 月 日

(受注者)

住 所

氏 名

殿

奈 良 県 知 事  
又は土木事務所長名等

**建設工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日等について（通知）**

建設工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで請求のあった下記工事について、建設工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド基準日及びスライド額協議開始日を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

3. スライド基準日                    令和〇〇年〇〇月〇〇日

4. スライド額協議開始日            令和〇〇年〇〇月〇〇日

(様式追加)

様式3（インプレスライド）

**出来高量確認書**

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

3. 工 期 自) 令和 年 月 日  
至) 令和 年 月 日

4. 基 準 日 令和 年 月 日

5. 出 来 高 量 工事出来高内訳書のとおり

6. 出来高量確認者 発注者 主任監督員\*

7. 確 認 年 月 日 令和 年 月 日

上記のとおり確認する。  
令和 年 月 日

(工事執行機関の長)

(印)

(受注者)

住所 法人にあたっては、所在地  
氏名 名称及び代表者氏名

(印)

\* 出来高確認者は原則、主任監督員とする。

※ 2通作成し、発注者受注者各自1通を保有数する。



(様式追加)

様式4（インプレスライド）

〇〇第 号  
令和 年 月 日

県土マネジメント部長

工事執行機関の長

**建設工事請負契約書第26条第6項及び第8項のスライド額について（進達）**

標記について、令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、スライド調書を作成しましたので関係書類を添えて進達します。

記

1. 工 事 番 号

2. 工 事 名

受注者  
殿  
  
 (別添様式3-1)  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

**工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。  
 なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。

記

- 1. 工 事 名            〇〇〇〇〇〇工事
- 2. スライド変更金額            (増)  ¥ \_\_\_\_\_  
 うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額    ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日                            平成〇〇年〇〇月〇〇日

様式5 ※スライド適用を認める場合  
 〇 〇 第 号  
 令和 年 月 日  
 (受注者)  
 住 所  
 氏 名                            殿  
  
奈 良 県 知 事  
又は土木事務所長名等

**建設工事請負契約書第26条第6項に基づく  
 請負代金額の変更について（協議）**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。  
 なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。

記

- 1. 工 事 番 号
- 2. 工 事 名            〇〇〇〇〇〇工事
- 3. 基 準 日            令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4. スライド変更金額            (増)    ¥ \_\_\_\_\_  
 うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額    ¥ \_\_\_\_\_

なお、建設工事請負契約書第26条第6項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第25条と同時に実施する場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。



(様式3-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

**工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1. 工 事 名      〇〇〇〇〇〇工事
- 2. スライド変更適否      スライドの適用が認められない
- 3. 理                      由      スライド額が対象工事費の1%を超えないため

様式5 ※スライド適用が認められない場合

〇 〇 第 号  
令和 年 月 日

(受注者)

住 所

氏 名

殿

奈 良 県 知 事  
又は土木事務所長名等

**建設工事請負契約書第26条第6項に基づく  
請負代金額の変更について（協議）**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった建設工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。

記

- 1. 工 事 番 号
- 2. 工 事 名      〇〇〇〇〇〇工事
- 3. スライド変更適否      スライドの適用が認められない
- 4. 理                      由      スライド額が対象工事費の1%を超えないため

なお、建設工事請負契約書第26条第6項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第25条と同時に実施する場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。

(様式追加)

様式5（添付資料）※スライド適用が認められない場合

## 承 諾 書

奈 良 県 知 事  
又は土木事務所長等 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました下記工事の建設工事請負契約書第 26 条第 7 項によるスライド協議の結果に異存ありませんので、承諾します。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名            〇〇〇〇〇工事
3. スライド変更適否    スライドの適用が認められない
4. 理                    由                    スライド額が対象工事費の1%を超えないため

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者  
住 所:  
氏 名:

スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
設 計 書 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
工 期	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円（税抜き）
残 工 事 額（P <sub>1</sub> ）	円（税抜き）
変 更 残 工 事 額（P <sub>2</sub> ）	円（税抜き）

（様式4 添付資料1）

スライド調書

工 事 名 工 事 番 号	
請 負 代 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
設 計 書 金 額	円（消費税含まず）
	円（消費税含む）
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高 額	円（税抜き）
残 工 事 額（P <sub>1</sub> ）	円（税抜き）
変 更 残 工 事 額（P <sub>2</sub> ）	円（税抜き）

※増額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) - P_1 \times 1 / 100 \\ &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 1 / 100 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

(但し、P<sub>1</sub> < P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額  
 P<sub>2</sub> : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P<sub>1</sub> に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

(様式4 添付資料2) ※増額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) - P_1 \times 1 / 100 \\ &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 1 / 100 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

(但し、P<sub>1</sub> < P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額  
 P<sub>2</sub> : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P<sub>1</sub> に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) + P_1 \times 1 / 100 \\
 &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 1 / 100 \\
 &= \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

(但し、P<sub>1</sub> > P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

スライド額

$$\begin{aligned}
 \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &=
 \end{aligned}$$

(様式4 添付資料2) ※減額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) + P_1 \times 1 / 100 \\
 &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 1 / 100 \\
 &= \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

(但し、P<sub>1</sub> > P<sub>2</sub>)

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

スライド額

$$\begin{aligned}
 \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &=
 \end{aligned}$$